

フランス手形法史 (三・完)

ジャン・イレール著
小梁吉章訳

II. 為替法の革新

1807年の商事法典は主に1673年商事王令に基づいて起案されており、王令の文章を単に時代に合わせただけである。18世紀には慣習も変わり、変化に合わせる一方で、立法者は手形を為替契約に結びつけるという伝統的な手形制度の考え方を維持していた。ところが、為替手形の機能は19世紀には根本的に変化し、狭義の為替取引からますます乖離していた。ドイツでは法学者が独創的な理論を立て、これが後に新法に取り入れられた。フランスの学説も直接その影響を受けた。各国の法律が区々であったため、為替手形法の国際的な統一の問題が持ち上がった。フランス手形法の革新の時代である。

A. 商事法典と為替の伝統

ミロメニル法案がしたように、商慣習の変化に対応する必要があった。1789年の三部会への請願書にも、たとえば、国内では拒絶証書の作成期限を統一すること、口座または商品の価値の記載をすべての商業手形に義務化することがしばしば求められ、また、隔地間の為替手形を振り出す場合に支払地をいざれかに限ることを廃止すること、全ての重要な商業都市に割引金庫を設け、首都の割引金庫の支店とはせずに、コルレス関係を設けることも求められた。商業活動が活発化し、手形への印紙の貼付の廃止の要求もあった。中間法（革命期の法）は、主として割引に法的基礎を与え（利息貸付の適法性に関する1789年10月2日令）、為替手形などの白地の商業手形の買取を

禁じたが（革命暦4年ヴァンデミエール20日令）、結局、法典編纂を待つことになり、1673年商事王令に抜本的な改正が加えられることはなかった。ゴルノー法案の起草者も王令の改正を任務としたが、商業手形については抜本的な修正を要するとは想ていなかった。

為替手形を為替契約の履行とすることの変更は問題にならなかった。*distancia loci* は為替手形の基本であり、王令の定めでも為替手形の必要的記載事項であるとされていたが、法案に対していくつかの商工会議所や商事裁判所は隔地性の要件の廃止を求めた。国民議会での審議では、法制審議院 (*Tribunat*) も「この慣習は一般的ではなく、隔地性は意味のない形式、誤った慣行であり、危険である。為替手形の性格はある者が他の者に決められた時期に第三者の資金を引き渡す権限を委任するというものである。この契約は隔地間の引渡しという幻影を引きずるのだろうか」として、隔地性の要件の廃止を提案したが、これは手形制度の状況を踏まえたものであった。このような形式主義は商取引の迅速性を損ない、移動と費用を要した。しかし、コンセイユ・デタは抵抗し、商事法典は伝統的な構造を維持しながら、一方では若干妥協した。法文上、地 (*place*) とせず、場所 (*lieu*) としたのである。場所は必ずしも商業地である必要はないから、この修正は重要で、法律と現実の間の差を埋め合わせるものであった。実際、この条文に基づき裁判官は振出場所と支払場所の間の距離の問題を判断することになった。さらに、商事法典は為替手形について伝統的な厳格性を維持し（631条、632条）、当事者が商人であるか否かにかかわらず、手形行為を商行為とし、商事裁判所の管轄とした。為替手形法の厳格性は身体拘束を含んでいた。

商事法典は、法律を改正し厳格性を高める一方で、商事王令の時代に生まれた多くの商慣習も取り入れた。これらはいずれも為替手形の流通を促進するもので、振出の方法も変更された。1673年商事王令は価値の提供者の記載を要件とし、支払人名を不要としたが、振出日と指図文言は必要的記載事項ではなかった。商事法典は、逆に為替手形に価値の提供者の記載は不要であ

るとし、支払人、振出日の記載を必要とした。指図文言は、為替手形の要件とされ、振出人自身の指図も認められた。この改正は商慣習を踏まえて行われたものであるが、その意味は重要であり、為替契約の当事者とは別の者(支払人)を要すること、指図文言を組み込んだことで、商事法典は為替手形そのものを為替契約の履行の手段から流通の手段に変えたのである。価値の記載はそのまで、当初の草案には単に「受領価値」とあったが、コンセイユ・デタは「口座に価値を受領」という記載を認めず、金銭と商品に限定するとの意見であった。一応リベラルな妥協(「金銭、商品、口座またはその他」)がとられ、商取引を容易にするために、受領価値は既存の価値や信用でもよいとされた。さらに支払場所の商慣習が商事法典に取り入れられた。反対に、商事王令に従って、受領価値と被裏書人名の記載があれば、裏書に手形の所有権の移転の効力が認められた。この記載がなければ、裏書は單なる委任とされ、白地裏書の無効が再確認された。

商事法典が為替法をより厳格にするため、厳密な規定を導入したことは引受にも認められる。引受は提示されてから遅くとも24時間以内に行わなければならず、また「引受済み」の文言を書き、日付を入れ署名しなければならない。引受は法律が定める資金提供を推定させ、裏書人に対する証拠となる。引受によって引受人は所持人に対し債務者の立場に立つ。1673年商事王令と同様、商事法典は条件付引受を認めなかつたが、金額の一部を引き受け、残額について拒絶証書を作成することを認めた。また、拒絶の場合は「引受拒絶証書」を要した。仮に、拒絶証書の作成のときに第三者の「参加引受」があれば、引受人はその旨を通知しなければならないが、所持人は振出人と裏書人に対する権利を維持するとされた。

支払については、商事法典は要求が強かつた支払期日の統一を行い、猶予期間や各地の商慣習を廃止し、支払人に期日に支払うことを義務づけ、拒絶証書の様式を明確にした。とくに、支払人、所持人と署名者の関係について、為替手形の流通を妨げるような面倒な手続を止め、各自の責任を明確にした。

まず、支払人については、手形の盜難、偽造により真の所有者以外の者に行われた支払の問題があった。この点について18世紀末の学説は一致せず、ポティエは真の所有者に対して支払わない限り責任を免れないとしたが、判例はより大胆かつ現実寄りの立場に立ち、偽造手形の所持人に対する支払を有効とした。コンセイユ・デタでの法案審議では、支払人が見たこともない多様な署名のある手形が出回ることが考慮された。最後の指図の正当性だけを支払の有効性に求めるのは非論理的であるが、指図を遡って確認するのは支払人が負うことのできない過大な責任を負わせるものであるとされた。145条は妥協の産物である。異議を呈さず、期日に手形を支払う者は、責任を免れるとされた。したがって、悪意の債務者は支払によって責任を免れないが、証明責任は要求者にあるとされた。さらに、商事法典は所持人に対するすべての署名者の連帯を定め、それまで明らかでなかった裏書人の責任を明らかにした。1673年商事王令（16条）では、所持人が所定の期間内に拒絶証書を作成することを怠り、法定期間内に訴えを起こすことを怠った場合、保証の訴えを排除するには、振出人と裏書人は資金が支払人の手許にあることを証明しなければならなかつたが、これは資金を提供した振出人のみが証明できることであったから、裏書人に過大の責任を負わせるものであった。アンシアン・レジームの学説や判例と同様、ミロメニル法案の起草者はこの点について意見が分かれたが、結局、裏書人にはこの義務を課さなかつた。商事法典の編纂の際にもこの問題についてはためらいが見られた。不注意な所持人の保証の訴えを排するために、振出人に資金の存在の証明責任を負わせる一方、裏書人を完全に免責するという妥協策が117条に規定されており、ここに意見の分裂の痕跡が見られる。

商事法典は、約束手形が実務上発展してきたことを考慮しているが、これは商事王令には見られなかつたことである。約束手形については支払地を除き、為替手形に必要な事項の記載を要し、資金提供と引受を除いて為替手形法理を約束手形に適用することとした。古法に見られたように、約束手形は

為替手形の付属物と位置づけられ、成文化された。

商事法典は、19世紀初めのフランス法の三つの一般的傾向に従っており、為替手形は原則として為替契約に結び付けられているが、商事法典は商業手形の流通の現実を受け入れ、暗によりラディカルな発展を起こしかねない基盤を設けた。約束手形が為替手形と並置された。現実や外国の学説、立法の影響を受けた19世紀は為替手形法の発展の胚胎期である。

B. 19世紀の新たな立法

為替手形の機能の発展により、法律が進化した。為替の問題は消え、為替に結びついた支払手段の機能は重要性を失った。政治空間が広がり、国境が後退し、流通通貨の種類が減ったためである。フランスでは銀行手形が19世紀初めから恒常に使われるようになったが、この新時代に支払手段としての為替手形が国際的な支払に使われるようになった。しかし、他方、銀行の発達とともに、信用手段の機能が本質的になり、商業機能と信用機能に二分された。預金が増え、銀行が潤沢な資金を使って、為替手形の割引により利益を上げるようになった。また、国家経済が産業革命の時代に入り、銀行は資金需要が生じた商工業に資金を提供した。フランス銀行は銀行が割り引いた手形を再割し、調整機能を果たし、その機能が拡大した。為替手形は商取引の決済手段という機能を拡大した。19世紀後半には、手形が金融機能を果たし、新たな信用手段となった。第二帝政時代(1852年～1870年)には大預金信用銀行が発展し、アンリ・ジェルマンによるクレディ・リヨネの創立はこの発展の端緒である。ジェルマンは為替手形を使った銀行の金融債権の流動化というアイデアを思いついた。銀行は顧客に対する債権が一定期日に返済されるまで保有するのではなく、債務者宛に為替手形を振り出して、これを流通させた。裏書によって銀行は固有の債務の決済に充当したのである。顧客に対する適用利率よりも低い利率で割り引いて、債権を流動化した。銀行手形市場は拡大し、大銀行の登場と軌を一にして、小切手が登場

したとき、為替手形は流通市場で重要な地位を築いていた。

19世紀には判例は多く、法律と実務の扱いの間での躊躇が見られ、対照的な判決も見受けられるが、全体としては為替手形の譲渡、流通に好意的である。まず、為替手形の使用は国際的な支払以外では、為替取引から切り離され、商事法典の要求にかかわらず、隔地性は現実には必要でなくなった。裁判所は *distancia loci* よりも現実に合わせることにしたのである。実際、隔地性はうやむやになった。銀行は手形に日付を書き込み、隔地性要件の充足のため、市町村域の外れに小さな支店や営業所を設けた。手形を割り引く銀行はこの慣習を無視しなかった。判例も法律に明らかに反する場合に問題としただけであった。また、判例は一定の場所から他の場所への資金の移動がないような、昔なら不完全とされた手形も指図式で振出した者が振出地以外の商業地で裏書きしていれば、有効とした。また、判例は所持人が手形の価値を提供したことを証明できれば、不完全な裏書でも所持人に好意的な判断を示している。この証拠としては、商取引でよく使われる手段ならなんでもよかったです。不完全な裏書に代理の意味しかない場合は、反対の証明を許す推定が働いた。第三者である所持人が会計帳簿を提出し、価値を提供し、その結果、手形の所有権が譲渡されたことを証明できれば、裏書人の破産管財人は取戻訴権を行使できないとされた。また、判例は、支払についての抗弁の切断の問題には厳格であった。

こうした判例は19世紀中期のドイツの学説とその影響下にあったドイツの立法に関心を払ってきたフランスの学説に影響されたものである。ドイツではすでに17世紀に法律家は為替手形の基礎を契約ではなく、書面にあるとしていた。当事者間で書面による合意があれば振出人の義務が生じた。あらかじめ振出人の債務が別に存在するのであろうが、それは為替上の債務ではない。書面化されれば、振出人が為替手形を振り出す原因は考慮されない。形式がある意味では契約に十分な法的原因を構成しているのである。19世紀のドイツの学者、とくにアイネルトはさらに徹底している。為替手形の

目的は振出人と支払人の間の契約を証することにあるのではなく、このような契約は存在しなくてよいとする。為替手形には貨幣としての固有の性格があり、為替手形は商人の個人保証により流通する商人の貨幣であり、銀行券を補充するというのである。為替手形における振出人と紙幣における国家または国立銀行との間にはアナロジーが見られ、両者とも、留保を認められず、銀行券または手形金額を支払い、連続する手形の所持人間の関係に基づく抗弁を提出することはできない。振出人の債務の性格について、アイネルトは発券銀行の義務のイメージで、これを一方的な意思の表明であると見る。この理論を説明する論文はドイツ国家が手形に関して法律の再編を目指していた1839年にライプチッヒで公表された。全ラント法を統一する必要性が認識され、ライプチッヒ会議が開催され、連邦法でありのちに帝国法となる1848年令が成立した。1848年令にはアイネルト理論の影響が強いが、為替手形を紙幣と同一視するところまでは進んでおらず、手形規則は商取引のために絶対に必要なものと認識されていた。1848年令は為替手形を基礎づける為替契約の履行手段という考え方を断ち切っており、隔地性は不要であった。同様に、転得者、譲受人の権利は既存の契約に依存するのではなく、手形上のすべての署名者の形式的、一方的な約束によるものとされ、したがって受領価値を記載する必要はない。この構成では資金の問題は生じない。さらに権利の裏書譲渡について、為替手形上に指図文言を入れることは不可欠ではないとされ、譲渡の様式が簡素化された（裏書人の名を手形の裏に署名すればよく、これは白地裏書と同じである）。

アイネルトの理論とドイツの1848年法はヨーロッパ各国で反響をよび、1880年当時の諸国の商事立法に影響を及ぼしている。フランスでは、商事法典は手形と為替契約を結びつけていたが、これは経済界にとって非現実的で面倒で、学説の多くは部分的にもドイツの理論を導入するようになり、とくに、隔地性の放棄は不可避で、喫緊の課題とされるようになり、この点は立法者も無視できなくなった。1862年にシャルル・ドゥマンジャによるブラン

ヴァール＝ヴェイリエールの遺稿「商法概論」が公刊されたが、ここにその後の指向性が簡潔に述べられている。ブラヴァール＝ヴェイリエールの教科書で著者はドイツの理論に賛同し、一連の注釈を付して、商事法典の古典的理論に反対意見を述べている。第二帝政時代には商事法改正の動きが始まり、フランス法はこの点でドイツの理論と立法の影響を免れなかった。さらに大きくは19世紀半ばのドイツでの法の統一問題が今度はヨーロッパのレベルで、急速に意識されるようになった。

C. 「統一法」による改正

為替手形法の新たな発展の兆しは19世紀後半に新しい有価証券として動産担保証券（*warrant*）と小切手が出現した辺りに見られる。その後、立法者は為替手形法の改正を開始したが、期待に反し、部分的改正に終り、為替手形法の抜本的な改正の単なるプレリュードに過ぎなかった。この改正は世界的な統一の動きとして、第二次大戦前に実現する。

第二帝政時代の法律で創設された新たな証券には為替手形法が部分的に適用され、為替手形法の適用範囲が拡大された。イギリスの影響でフランスに動産担保証券が導入され、商品を寄託し質権を設定する方法により、商人は資本の流動化が可能となったが、これは1858年営業倉庫動産担保法によって制度化され、1863年商業質法によって補足された。営業倉庫業者は商品を寄託する商人に、控帳を基に、物理的には受取証（商品の所有権を表章）と動産担保証券（質権を表章）の二つで構成された証券を交付する。証券の二つの部分は分離でき、流通に当てられ、動産担保証券によって商人は倉庫内の商品を使って金融を受けることができた。裏書、拒絶証書、所持人の先取特権、割引などの動産担保証券の流通手法は為替手形の手法に範をとっている。

19世紀にはフランスでも銀行取引に小切手が登場したが、フランスの銀行界はイギリスの実務では一世紀前からとっていた、小切手を支払委託とする構成を採用しなかった。委託は印紙の対象であるが、受取証に適用はないと

いう税務上の理由から、小切手に単なる受取証の役割を与えるという独創的な構成をとったのである。銀行は口座の保有者に切り離しが可能な白地の受取証式の小切手帳を交付する。口座の保有者は、書き込んだ金額を自分で受け取ったものとして、書式に書き入れ、日付を入れて、署名し、相手方に渡し、所持人は銀行窓口に受取証小切手を提示し、現金化する。銀行は、小切手を口座保有者の資金の引出の証拠として扱う。具体的には、小切手には「当行は…の金額を受領し、…の口座から引き落とし」と表示する。小切手の上部には「金」とあり、その後に金額を数字で記入した。実際は、各銀行は試行錯誤を繰り返し、区々の書式様式を使用していた。銀行の中には「…口座を引き落とし」という簡単な記載にとどめるところ、所持人の名前を記載するところ、支払期日を記載するところもあった。パリのある銀行はイギリスの横線小切手の方式を取り入れ、預金者が他の銀行での支払を希望する場合、小切手に横線を二本引き、その間に希望の銀行名を書き入れるという例もあり、また、単に「…銀行」と印刷し、小切手の受領者に銀行名を書き入れさせるものもあった。保証として裏書が取り入れられた。しかし、小切手は受取証に過ぎず、危険で不便であった。アンリ・ジェルマンによる大銀行の設立後、小切手をイギリス式に支払委託とし、単に非課税扱いにする立法を求める声が高まった。1865年6月14日法で小切手は支払委託と定められ、非課税扱いは10年に限るとされたが、結局そのまま継続し、受取証小切手は漸減した。

小切手は支払手段であり信用手段ではない。立法にあたって「預金銀行の安全を確保しながら、なんとしてもその発展を促進する必要があるが、小切手は預金銀行という重要な機関を創設するための大切な手段であり、即時に現金化可能な、一種の現金である」とされた。このような事情から、小切手は商取引ばかりでなく広く使われ、流通した。当時から実務、学説いずれもさまざまな修正を求め、立法者は小切手については為替手形よりも大胆にこれらを受け入れた。イギリスの実務と異なり、小切手は預金銀行に限られな

かった。隔地性、価値の受領は不要とされ、引受はなかった。小切手は一覧払い、所持人払いと、所有権は白地の裏書によって譲渡された。小切手の振出は資金の存在を推定させた。支払呈示期間は、同所であれば5日以内、遠隔地であれば8日以内とし、これを過ぎると振出人、裏書人に対する請求権を失った。支払拒絶の場合には拒絶証書の作成を要した。1865年法第4条で商事法典の為替手形に関する振出人と裏書人の連帯責任、拒絶証書、為替手形の保証の訴えに関する規定が小切手にも適用された。小切手には形式上商事性はなく、為替手形法を異質の証券にも拡大したことになる。為替手形と小切手の二つの証券は性格を異にするが、1865年法はドイツの影響を受けて簡素化をもたらした。

為替手形法は1867年法による身体拘束の廃止による影響を受けている。身体拘束は債務者から為替手形を奪い取る悪徳高利業者を威嚇によって排除することを狙っていたからである。他方、*distancia loci* という為替手形の商取引における障害は永年の課題であった。政府の1888年法案は商工会議所の要請を受けて、この要件の廃止を盛り込んだ。この点について「今日、為替手形には為替取引の要素はなく、これは債権の流動化を促進する手段である。これは信用手段であり、為替手形によって商人は期日に売却する予定の商品金額を速やかに受け取ることができる。したがって、この権利が居住地以外の場所で商品を販売する商人には認められ、居住地で販売する商人に拒絶される理由はない」として、商事法典の基本原則との断絶を意図した。1894年6月5日法は商事法典の第110条を改正し、手形は隔地でも同地でもよいとされた。ターラーがいう「ナンセンス」な要件がようやく消滅したのである。

1922年2月8日法は別の改正をもたらした。受領価値の記載を為替手形の必要的記載事項から除いたのであるが、これは1894年法の直接の効果であった。実際に、為替手形が為替契約の履行手段とされる限り、受取人は異なる場所で事前に提供された相当額がない限り、一定の場所で一定額を受け

取ることは認められない。したがって、為替手形が為替契約から独立した支払手段または信用手段とされれば、振出に当たって価値の提供は証券の機能と矛盾した要件となる。1833年のフレムリーの「商法研究」(124頁～126頁)など論者がこの問題について注意を喚起してから一世紀を経て、立法者は法律を現実にあわせたのである。他方、1922年法は商事法典第116条第3項に「資金の所有権は為替手形の連続する所持人に移る」という旨を加えた。1922年法は改革というほどではないが、学説上議論があった古典的な判例を成文化したのである。この規定を導入したことは、すでに動き出し、最終的な交渉が予定されていた為替手形法の国際的統一に結びつく。ドイツの理論とフランスの理論の対立は不可避と見られていた。もっぱら手形に基づく義務というドイツの純粹に形式的、抽象的理論によれば、資金は一般法上債権者の担保である振出人の財産の中にあればよいのであるが、フランスの理論では資金は為替債権に付帯し、為替手形法に関わるものであった。学説も実務も資金を中心的な事項とし、資金は所持人の保証を高めるものとされた。為替手形法の国際的統一が予定されたが、この原則に基づく規定（資金の所有権は連続する所持人に伴って移転する）は、パリおよび地方銀行協会からはナショナルな規定であるとしてその維持が強く求められた。逆に、1922年法は手形の裏面に裏書人が単に署名する白地裏書の譲渡効力を再確認した。同法は全体として国際的統一が見込まれる中でのフランス法の改革努力の表れである。

半世紀前に始まった統一のプロセスは最終段階に来ていた。普仏戦争(1870～1871年)は法体系の多様性を明らかにし、国際通商関係においてこの解決が困難であることを明らかにし、多様性を認めることとし、法律家の会議においても、また、たとえば統一法の指導的原則となった1876年の国際法協会によるブレーメン規則などの法案の策定においても複線的なイニシアチブがとられた。1885年、ブラッセルで国際法協会は手形法体系には三つあるとして、ドイツ理論に基づきつつ、フランス、イギリスの制度を考慮し

た法案を採択した。いろいろな法案が試みられ、経済界はいっそう国際規則を求めるようになった。1910年、1912年、ヘーグ会議では為替手形と約束手形に関する統一規則が採択された。各国はこの規則を国内法化することとなり、第一次大戦前には、多くの国でこの規則にそった法律制定が始まったが、フランスでは抵抗があった。戦争による中断後、国際連盟が統一を促進するように関与するべきとの意見が出て、国際連盟の理事会からの質問に、法律家たちは大陸法諸国（欧洲大陸と南米）の法律の統一は可能であろうが、英米法系の制度と整合した統一法は実現不可能であると答えている。この問題は国際商工会議所の会議でも議論され、その一方、国際連盟は国際会議を開催することとした。1930年にジュネーブで会議が開かれ、為替手形と約束手形の統一法の国内法への導入、手形に関する抵触法ルール、国内印紙規則の遵守を為替義務の有効性の要件としないこと、以上の3件の条約が承認された。1931年、小切手についても同様の3件の条約が承認された。

為替手形法の統一は部分的でしかない。これは単に大陸法系の為替手形法の統一であって、部分的なものに過ぎず、資金に関する所持人の権利、その他手形の基礎に関するいろいろな問題などは国内法に委ねられ、解決されていない。フランスでは議会でのジュネーブ条約の批准が遅れ、為替手形と約束手形の統一法を導入する1935年10月30日デクレ・ロアおよび同じく小切手に関するデクレ・ロアによって、国際条約の批准までの間、純粹に国内規定とされ、批准は翌年にずれ込んだ。同法は商事法典に織り込まれた。為替手形法が改正され、現在の法律の基礎となったのである。フランスの立法者はジュネーブ条約に参加しながら、事前の改正の通告を行わないなど、必ずしも条約を完全に遵守はしてはいないが、同法は新段階を画し、そこで停止している。しかしそらくこの状態は長く続かないであろう。銀行は大量の「紙」に埋もれ、コンピューターが必須となっている。コンピューターの支配下で、紙は追放され、商事法典の為替手形編は不要と化し、為替手形法が遺物となるのか…。